

健やかほうふ21計画推進庁内委員会設置要綱

平成28年8月1日制定

(目的及び設置)

第1条 健やかほうふ21計画（以下「計画」という。）に基づき、市民の健康づくりを推進するため、健やかほうふ21計画推進庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定や推進、評価等に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる職にある者とする。

- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は保健こども部次長の職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は委員会を代表し会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要と認める場合において、会議に委員以外の者の委員会への出席又は資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健こども部健康増進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

健やかほうふ21計画推進庁内委員会

総務部	収納課長	
総合政策部	地域振興課長	
文化スポーツ観光交流部	スポーツ振興課長	
生活環境部	くらし安全課長	
福祉部	福祉総務課長	生活支援課長
	高齢福祉課長	障害福祉課長
保健こども部	子育て推進課長	こども相談支援課長
	保険年金課長	
産業振興部	農林水産振興課長	商工振興課長
土木都市建設部	都市計画課長	建築課長
消防本部	警防課長	
教育委員会教育部	学校教育課長	生涯学習課長